時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千九十六號
明治廿一年十一月二日　金曜日
壽戊子九月廿九日（丁丑）
日出午前六時四十四分　日入午後五時二十三分
月出午前三時三十分　月入午後三時五十八分
潮干午前三時五十四分　潮干午後三時二十八分
（西暦一千八百八十八年）

時事新報

官吏の演說

今の日本政府の官吏は公衆に對して政治を講談論議するを禁じられさる者なり本來この禁令は何の爲めなりしかるものあるや殆んど解す可らず官吏い政府部内の事に用あるゆえ容易に演說せしめては政機を外ゝ洩らすとあらんとの掛念ゝ出でたるものゝ、政府の機密は至極大切なるものゝして政府部内にても唯上流大臣の方すゝ存するのみ假令へ或い之を洩らすことあるも參り聞く者は僅々數名に過きず故ゝ政治を講談して機密を洩らす可き者い此輩あれども初めより之ゝ機密を語る可きはどの人物なれば其これを洩らすゝとおきまでの信用はある可き筈なり既ゝ之を信用しゝる上は特ゝ之に政談を禁ずるの沙汰は全く無用あるが如し或い官吏ゝ政談を語らしむるときは所謂政府の御趣意を誤るの恐ありと云はんゝ是れ亦過慮なるが如し人生は鬼神ゝ非ず官吏の談する所、時としてい政府施政の旨に齟齬するみともある可しと雖も一方に誤るものあれば他の一方に正誤して可あり之が爲めゝ毫も政府の累を爲さゝるのみゝ其稀ゝ誤るゝとあるは即ち慮心に出でたるの罪として却て世ゝ對して政府全體の信を厚ふするゝ足る可し故ゝ官吏をして誤りゝ陷るゝとなからしめんとして其演說を禁ずるは鬼神ゝあらざる人生をして當さに人生ゝある可き出來事を免れしめんとするものゝして事の自然にも非ず又政府の利益ゝもあらざるなり

左れば數年來政府が官吏ゝ政談演說を禁じゝるは餘り鄭重に過ぎて其實は政府の爲めゝ差したる利益ありとも思はれず當に利益あるきのみか今日に於ては却て大に不利なりと云はざるを得ず今その次第を述べんゝ國會開設に先ゞち憲法の發布と共ゝ日本國中は政談の世の中と爲り此時に當りて在野の政治家は如何なる意見ゝして如何なる運動を爲す可きや、幾多の政社幾多の主張ゝ見る所は千種萬樣ある可けれども最後の目的を叩けば今の政府ゝ代て政權を執らんとするものゝより外なら ず然るに現政府の常路者なりとて謂もあく政權を騙る可きにあらざれば在野の政治家は樣々に方便を求る其中にも最第一の要用は現政府の缺典を摘發して之を天下公衆ゝ明ゝするゝ在り即ち其運動い口に發して政談演說と爲り筆に記して新聞雜誌と爲り周旋盡力到らざる所なし試に今日國中に行はるゝ演說と聽き新聞雜誌を讀ひに官民の間ゝ中立して不偏不黨の主義なるものは甚だ多ゝらず一歩を進めて政府に左袒し其意を承けて其政策を幇助するものい極めて少あくして大勢奚儲の氣風い先づ以て政府の反對ゝ出で表面の言語文段みな奇麗なれども其内實は然らずして恰も政府の方に隙もあらば切込まんとする勢い暗々の中に見る可し之を要するに今の日本國中の演說新聞雜誌は在野の政治家ゝ關係のあるとあまとに拘はらず直接間接ゝ其機關と爲り又自ゝ機關の用を爲して以て現政府の缺典を擧るゝ涙々たりと云ふも不可なりが如し政府の爲めに容易ならざる不利なり然かのみあらず其缺典も眞實の缺典なれば尚は忍ぶ可きゝ雖も人民も亦官吏と共ゝ鬼神ならずして往々事實を誤り先入主と爲りて只管政府ゝ向て不平を鳴らし苦だしきは政策の長所は默々に附して唯ゝの短所のみを摘發し以て一定の方針と爲すものゝさへなきゝあらず益々政府の不利と云ふ可し是れも明治初年より今日までの政體ゝして條例を蹴ゝし視察を密にして運動の區域を狹くし共働を窮窟にすれば堪ふ可らざるゝ非ずと雖も今や千古未曾有の國會を開いて人民に議政の權を授け其權力の强弱ゝ知る可らざれども兎ゝ角ゝ内閣と相對する一政院を作らんとするゝ當り其政院なるものが全國多數の演說も新聞雜誌も自家の機關に利用するとありては政府は恰も自ゝらの自家の言論の道を塞いで天下の耳目を他ゝ奪はるゝものゝ異ならず苟も政治の思想あらんには其不利を知らざる者なかる可し然らば則ち之を如何せんと云ふゝ現政府も既に此千古未曾有の舉ゝ際會するからは自から一種の政黨なりと覺悟を定めて大に官吏即ち其黨員の言論を自由にし苟も在野黨の主義言論ゝ方向を違へ事實を誤るもののあらば遠慮あく之を壓擊して自黨の勢力を維持し公明正大ゝ優劣を爭ふは啻に現政府の利益のみあらず亦我政治上の盛運と稱す可し近日聞く官報にも改正を加へて時々發布の法令に註解を施す可しなど云ふものあり即ち政府が新聞紙を利用して自家の意見を明にするの一端にして我輩の甚だ贊成する所なれば此趣旨ゝ基き官吏に政談演說の禁を解かんゝと冀望に堪へざるなり

官報

○司法省告示第十七號
高知、安濃津兩始審裁判所管内治安裁判所出張所本月十五日開廳ス
明治廿一年十一月一日　司法大臣伯爵山田顯義
○司法省告示第十八號
岐阜始審裁判所管内治安裁判所出張所本月二十日開廳ス
明治廿一年十一月一日　司法大臣伯爵山田顯義
○司法省告示第十九號
福岡始審裁判所管内治安裁判所出張所本月二十六日開廳ス
明治廿一年十一月一日　司法大臣伯爵山田顯義
○司法省告示第二十號
長崎始審裁判所管内治安裁判所出張所來ル十二月一日開廳ス
明治廿一年十一月一日　司法大臣伯爵山田顯義

（各通）

臨時編年史編纂委員ヲ命ス（十月三十日帝國大學）
文科大學教授　久米邦武
文科大學教授　星野恒
○官吏褒賞　佛國馬里府萬國博覽會事務官として派遣しゝる農商務書記官柳谷謙太郎は去月二十七日佛國馬耳塞港に着せり

雜報

○山林の經濟　其節に於てい金國の山林を整理し其中の幾分を帝室ゝ寄せしめ且つ官林民林の區別を判然あらしめんとて既ゝ内務省中に山林調査委員の設けもありし程の次第あるが其整理上の大眼目とも云ふ可き大緊要の問題は林區の一事ゝして此事に就ては隨分八釜敷議論もありと云ふ今山林經濟の事に明らかある某氏の說なりと云ふを聞くに今の山林局の制度ゝては全國を大林區小林區に分ち之れゝ大小區長を置き各自所管する方法ゝしてゝの大小區分法も官林即歩の多少により大と小とに區別しゝるものなれども元來官林を計算するにい木曾能代天城あとの一と地續きに何百町歩と云ふが如き廣大なる塲所を大林區となして然るべき筈なるに實際今の仕組にては多く社寺地等ゝある官林の切〳〵なる者を寄せ集めて大林區の名稱を付する事にて其一例を擧れば靜岡縣下の官林の箇所は二千八百三十七箇所ゝの反別十八萬七千五百四十七町二反餘にして其中一箇所十町歩以下の官林二千五百七十七箇所、十町歩以上二十町歩以下のもの八十箇所、廿町歩以上三十町以下五十六箇所、三十町歩以上四十町以下十四箇所、四十町歩以上五十町以下十八箇所、五十町歩以上百町以下の官林二十七箇所、百町歩以上のもの六十五箇所とを併せて初めて何千町歩ある此大林區を成したるものあれば實際に管理の行屆らざるも敢て怪しむゝ足らざるゝとなり左れば一と筆十町歩以下の小反別なる官林を地續村持とおしたりとて別ゝ山林の保護上差支ゝの生ず可しとも思はれざれば爰に山林の整理を充分あらしめんとするには先づ各地に散在する小官林を蒐く最寄りの人民に拂下ゲて適宜に之れを管理せしむる事となし其代りにい木曾能代等の如き大官林中ゝ犬牙錯交する人民所有の山林を官の手に買入れて之れを大林區と爲したらば是迄の元員も省き費用も減じ却て管理も行屆く可く雙方の便益此上あらるべし云々の趣旨なりし

○大坂の紳商派及び有志派　大坂府の上流社會中には二黨派ありて一を紳商派と云ひ一と有志派と稱す紳商派とは同地にありて齡高く智慮淺からず事業の成蹟にも多少見る可きものゝある上ゝ財産も亦豐なる實業家中の重立たるものゝ物名にして有志派とは紳商派に比すれば年若く未だ事業の成蹟を見ざるのみあらず財産も饒かならずと雖も智慮あり學識ある當世風の士人にして代言若しくは其他文事ゝ衣食する人々の一體を呼ぶものなり此二派の種族は所謂唇齒輔車の關係を有するものにて互ゝ相依り相助けて同府將來の繁榮を計畫せざるべからざる人々あるにも拘はらず今年の春頃より何とおく互に隔絶し紳商派は中ノ嶋に同遊會と稱する倶樂部を設けて集會の塲處とし有志派も亦北濱に一の倶樂部を開らきて喧に同遊會と對峙し雙方各城廓を構へたるが如き姿ゝして同遊會員は北濱倶樂部の會員たるゝみとを嫌ひ北濱倶樂部員も亦同遊會員たることを屑しとせざる程あれば雷來の交誼如何に親密なりしものも其一方が同遊會員たり北濱倶樂部員たるの故を以て俄ゝ談話をなすさへ忌み嫌ふ有樣にて友誼交情日を追て疎ゝ流るゝのゝならず冥々の間互に相軋るの姿あるが故に其弊終ゝ未派後輩をして誹議譏謗の言を發せしむる事あるに至るされば公の集會、私の寄合ゝても此二派の人々一席ゝ集りたるその折には何時も讒言八ヶ間敷紳商派の發言なるを以て排斥すべし有志派の申出したるが故に反對すべしと云ふが如き始末に及ぶゝとも屢々ありしりば心ある人い夙ゝ之れを憂ひて止まず實に斯る益決して少小ゝ行し且つ現今編地方自治の制、坂市民が自ら進んにはりの軋轢ゝ利益決して今日よりゝ聞きしがのか但しい時事ゝ紳商派の方中にも之れを迎のありて目下頻ふ果して此聯合き弊害は自ら去が私の爲めにもれば今度の聯合れば政治ゝ熱心べけれども其一を占むる土地柄向も隨分少なゝの折るゝ仕事なゝ

○日本海軍の評　官コーリンス氏ヨーク號にて米クロニクル新聞ければ同新聞の實況を問ひしに海軍士官ゝ任せ必要と曉り我海れ度き旨を申來の申込を許諾し期限にて日本ゝ名を除き其他の本政府より充分從ひて愉快なる陛下より旭日勳順し總軍艦廿九にして何れも堅プ砲を備へ居れ兵の操練充分なとなかるべし云

○露國政府紙幣行に一千五百萬の紙幣發行の許バルグ發の近報

○西藏戰爭の結放逐一件より印と西兵の間に屢ルコッタ府發の英兵に降りしの ーンを占領したの時支那政府より の總督グラハム

をおさんみとを

○宮内大臣の達造營殘業掛りと へ、裝飾は調度